

令和6年第10回農業委員会総会会議録

令和6年第10回船橋市農業委員会総会を10月8日午後3時00分船橋市役所分室3階会議室3に招集する。

出席委員（13人）

石山 幸男 齋藤 教子 金子 しのぶ 豊田 豊 長嶋 雄一 小川 晃 平野 恵昭
神山 茂樹 高橋 光一 藤家 雅子 宍倉 由紀雄 藤城 孝義 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

海老原 寿生 伊藤 栄一

欠席委員（1人）

藤平 尚志

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。なお、藤平尚志委員より欠席の連絡が入っております。
	局長、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。
	（「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。
	3番、金子しのぶ委員、12番、宍倉由紀雄委員の両名にお願いいたします。
	それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長	局長。
議長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
平野審査班長	本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。
	それでは、今日3日、藤家雅子委員、海老原寿生推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
	議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。
	議案第1号の1につきましては、車方町に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。農業従事者は2名、従事日数は600日、農機具を一式保有しております。
	続きまして、議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。議案第1号の2につきましては、市川市に在住で当該地隣接に農地を持つ譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。農業従事者は3名、従事日数は300日、農機具を一式保有及びリースしております。
	以上、2議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われま。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
小川委員	小川委員。
	議案第1号の2の件ですけれども、譲渡人が市川市の方で、1,600平方メートルで農業経営をしているということですが、拡大を図るのに58平方メートルは少ないんじゃないですか。
議長	審査班。
平野審査班長	現地は細長い農地なんですけれども、手前の入り口から入ったすぐのところは58平方メートルで、半分より奥で家庭菜園みたいな農業をやっているんですけれども、将来、農地としてやると言っていました。土地の広さに関しては、登記上、58平方メートルと書いてあると言っていました。実際にはもっと広く見える、100平方メートルぐらいあると言っていたんですけれども、登記上、58平方メートルとなります。

議長	事務局。
事務局	事務局です。少し補足させていただきますと、こちらは公簿上、58平方メートルになっていますが、分筆等を繰り返している土地でありまして、実際のところは、この売買について測量は行っておりません。ただ、当事者間では公簿上の数字で合意をしているという形になってございます。
議長	小川委員、大丈夫ですか。
小川委員	はい。
議長	よく延べが最後の場所に集まってしまうというものです。
小川委員	そういうことですか。
議長	ですから、実際、58平方メートルではないんですよ。公図を見てみれば分かりますけれども、家1軒が大体150平方メートルですよ。それと考えると、200平方メートルぐらいあるような買い方なんですよ、家を考えると。ですから、分筆していつて、最後のところに延べが集まってしまったということです。よろしいですか。
小川委員	分かりました。
議長	ほかに、この件に対して。 齋藤委員。
齋藤委員	議案第1号の1ですけれども、これだけ見ると何の問題もないように思われますが、実は譲渡人は以前、私が審査班として審査した案件なんですけれども、八千代市で新規就農しまして、船橋で車方町の農地を買った方なんですね。その方が、その農地を売るという形で今度は案件が出ました。審査の質問ではなく、私が知っていることでちょっとお話をしたいと思います。 というのは、今回の譲渡人には、こんなに広い農地ができるんですかと審査班で質問をしました。そうしましたら、順次1人を雇ってやるようにしますということで許可を出しました。ですが、その後、車方町のイチゴのハウスをこの方がお借りしてイチゴを作っているんですね。たまたま私、イチゴ農園の摘み取りに行って、お会いして初めてそれを知ったんです。イチゴ農園の情報が先に入っていれば、そちらをやったらしいんですよ。だけれども、そういう話がなかったから、車方町で農業をやりたいから買ったと。

そうしたら、イチゴを作り始めて、手が回らない状況になってしまったと思うんですね。ただ、新規就農で農地を買ったから、ちゃんと耕作してもらわないと困るわけですから、私からも審査班のときに大変でしょうと言ったら、人を雇って行っていくという話があったので許可相当にしましたが、今後の問題として、かなり慎重に審査していかないとまずいのかなということをこの案件では感じます。

ただ、この議案につきましては別の方が農業経営の拡大を図るということですから問題はないんですけれども、前は農地を買って手放す場合には、3年間耕作しなきゃいけないというルールがあったんですけれども、それが今はなくなって、別にすぐにでもという、法律的には問題がないわけですから、許可相当だと思うのですが、ただ、これからの新規就農に関しては少し慎重に見ていかないといけないのかなという意見を述べさせていただきます。

議長

今の齋藤委員の意見は、この議案は許可相当だろうけれども、その前の時点の齋藤委員が今回の譲渡人を審査したときがちょっと甘かったかなと、それを反省点として、今後、皆さんもこういう議案に当たることもあると思いますので、そのときには先を見て、本当にできるのかどうか。正直言って、この方は八千代市でもやっていて、ここで1町ぐらい買っているんですよね。普通だと、新規就農の方がそこまではできないだろうというのがあると思うんですけれども、やるというから許可したけれども、こういう事態になったと。これは議案に関しての話ではございませんけれども、今後のそういうときに対処するのに注意点ということで、今、齋藤委員から意見として警鐘を鳴らしていただけたのかなと考えております。一応、これは意見ということで、審査に関しては別の話でございます。

それでは、もう一度お諮りします。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問、ほかにございませんでしょうか。ほかにはないですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長
議長
長嶋審査班長

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

それでは、今日3日、齋藤教子委員、伊藤栄一推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図5から7ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、運送業を営む譲受人が、取引先に近く、利便性の高い当該地を取得し、駐車場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田、用悪水路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には土留め鋼板及び単管パイプ柵を施工し、また、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生への恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済みです。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に隣接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図8から10ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、近隣でレストランを営む法人及び土木工事業を営む法人からの要望を受けた譲受人が当該地を取得し、貸し駐車場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は現況が雑種地の田、用悪水路、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には単管パイプ柵を施工し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生への恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地は譲渡人所有の現況が雑種地の農地以外はありません。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

議長

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

金子委員。

金子委員

議案第2号の1の譲受人ですが、東京都府中市に専用の駐車場があるということで、ここから持ってくるわけではないですよ。

長嶋審査班長

申請地の隣に既に資材置場がございまして、隣だからいいということと、主に事業が千葉県から近い都内に仕事が多いということで、向こうの駐車場をやめてこっちに来るというようなお話でした。

金子委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

ないようでしたら、採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3から6を上程いたします。

議長

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

平野審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図11から14ページをご覧ください。

議案第2号の3から4につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

議案第2号の3から4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号

により、特定建築条件付売買予定地 3 3 棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、山林、公衆用道路、宅地及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水抑制施設にて処理後、雨水管へ接続、汚水・雑排水は公共汚水桝を経由後、下水道管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね 1 0 ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に隣接していることから、第 2 種農地と判断します。

続きまして、議案書 4 ページ、地図 1 5 から 1 7 ページをご覧ください。

議案第 2 号の 5 から 6 につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第 2 号の 5 から 6 につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第 3 4 条第 1 1 号により、特定建築条件付売買予定地 7 棟として転用するものです。

申請地は畑、隣接地は畑、公衆用道路、宅地及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留浸透施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して排水管へ接続することから、隣接地等へ被害発生のおそれはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地は譲渡人所有の農地以外はなく、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用につきましては、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の7から8を上程いたします。

議長 本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

長嶋審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図18から20ページをご覧ください。

議案第2号の7につきましては、隣接で特別養護老人ホームを運営する譲受人が、既存の駐車場返却に伴い、当該地を賃借し、駐車場として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は既に転用許可済の田、用悪水路及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には既存のブロックや土留め鋼板で防除し、また、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。

なお、申請地に隣接する農地は転用許可済の農地以外はありません。

議長

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が住宅、事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書4ページ、地図21から23ページをご覧ください。

議案第2号の8につきましては、市内で建築工事業を営む譲受人が、既存の資材置場の返却に伴い、当該地を取得し、資材置場として整備するものです。申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり、周囲にはブロック及びフェンスを施工し、また、雨水については、砕石敷きにより自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

老人ホームの件、1,506平方メートルで62台となっているんですけども、どうやっても止めるのは無理だと思うのですが、この62台というのは既存の駐車場も合わせてなのか、お伺いできればと思います。

議長

審査班。

長嶋審査班長

既存の駐車場は含まず、1,506平方メートルの中に止められるんじゃないでしょうか。

石山委員

500坪ぐらいですか。

長嶋審査班長

400坪ぐらいです。

議長

事務局。

事務局	事務局です。補足させていただきます。今、地図 20 ページをご覧くださいと思いますが、その中で、1 台の横幅に関して 2.5 メートル、縦で 5 メートルという設計でやっておりますので、間違いなくこちらで止められるという報告を受けております。
石山委員	そうですか。分かりました。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。
議長	（「異議なし」の声あり） それでは採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第 3 号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第 3 号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は 5 ページです。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。 このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。 該当地は、生産緑地である印内 3 丁目の畑 1 筆、3,930 平方メートルに使用貸借による権利 5 年、以上を新規に設定するものです。 事務局において事業計画について確認・調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われます。

	以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって承認することに決しました。
	局長。
局長	農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について、議案第4号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号は、農地法第25条第1項の規定による和解の仲介についてでございます。議案書は6ページです。
	議案説明に入る前に、農業委員会による和解の仲介について説明いたします。
	通常、人による紛争は裁判所を通じて公権的に解決されます。一方で、農地についての紛争解決のための手段としては、裁判所による民事訴訟のほかに、民事調停法に基づく農事調停、そして、農地法に基づく和解の仲介の制度、以上3つが設けられています。
	農業委員会による和解の仲介は、農業者の身近な場所で、より簡単に紛争を解決するための手段として誕生した制度であり、その解決を裁判所まで持ち出すまでもないという農業者の方々の一般感情に寄り添う形で農地法に規定されました。
	具体的な手続きは、当事者の双方または一方から農業委員会に和解の仲介の申立てを行い、農業委員会の会長が指名した3名の仲介委員が仲介の期日等を決めて、申立人及び相手方の出席を求め、当事者からの事情聴取を行います。その後、必要に応じて和解案を提示し、双方が合意した場合、和解が成立します。一方、不成立の場合は、仲介は打ち切りとなり、不服のある場合は農事調停や民事訴訟へ申立てを行い、法的な判決を得ることになります。
	以上が、農業委員会による和解の仲介の概略となります。
	本件につきましては、土地所有者である申立人が、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定し貸し付けた農地について、期限

が終了したにもかかわらず相手方である借主から農地が返還されず、また、賃料も未払いであることから、申立人が相手方に農地の返還及び賃料の支払いを要求したところ、相手方がこれに応じないため、農業委員会に和解の仲介の申立てがありました。

つきましては、農地法第25条第1項において、農業委員会は農地の利用関係の紛争について、当事者の双方または一方から和解の仲介の申立てがあったときは、和解の仲介を行うこととされていることから、和解の仲介を行うことが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

和解の仲介をするかしないかということの審議ですか。

議長

事務局。

事務局

今、齋藤委員がおっしゃったとおり、和解の仲介を船橋市の農業委員会として行うかどうかのご審議を今いただいている形になります。

なお、補足ではありますけれども、こちらの和解の仲介に関しましては、農林水産省が規定している事務処理要領に基づいて行うことになりますけれども、そちらでお受けできない場合というのが規定されておりまして、例えばその土地が船橋市以外の農地にありますとか、当事者の一方が地方公共団体であるようなときは、こういった和解の仲介にはそぐわないというふうに規定されているんですけれども、現状、当事者からの申立ての内容に関しましては、農地法25条第1項において船橋市の農業委員会が和解の仲介を行うことが適当であると考えております。

以上です。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

そうしますと、仲介人を農業委員の中から選ぶということですか。どういう方法で3人を選ぶのか、お聞きしたいです。

議長

事務局。

事務局

この後、皆様にご審議いただきまして、本件につきまして和解の仲介を農業委員会として行うことになりましたら、農地法に規定

されているんですけれども、農業委員会の会長が3名指名するという形になっておりますので、会長にご判断いただく形になるか
と思います。

また、その3名を決定する際は、流れによっては、この後、皆様にお諮りする流れになると考えております。

議長

金子委員。

金子委員

申立人と相手方の関係を教えてください。

議長

事務局。

事務局

近しい親族であると聞いております。

議長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

親族ですと、きっと借りている方が何か目的があって、本当だったら自分が相続でもらえるのをもらえなかったから、だからだ
というなつもりでもしいたとしたら、これを農業委員会で仲介して、会長の任命で誰になるか分からないけれども、大変な問題に
なるのではないかと思います。どうなのでしょう。それをどう解決していくか。

議長

事務局。

事務局

おっしゃるとおり所有権の存否に関しましての争い事ですと、冒頭申し上げたように、解決する方法は公権的な裁判所等の判決
によるものしかないと考えておりますが、あくまで和解の仲介という制度が当事者の双方の話し合いをもって、その合意に向けて
話し合いを円滑に進めるために農業委員の方が話し合いに加わっていただくという性質のものでございますので、仲介委員に任命
された方がこのようにしなさいというような法に基づいた指示をするわけではございませんので、あくまで円滑なお二人の話し合
いを支援するという立場になります。

以上です。

議長

ご理解いただけましたか。大丈夫ですか。

齋藤委員

ちょっと大変なことだなと思いながら、分かりました。

議長

単純に言えば、こうしなさいよ、ああしなさいよ、ここでやりなさいよという指示を農業委員会が出すものではなく、その３人が、来てください、お話ししましょうよと、そういう和解の場を設けるということで、それを聞いてあげるというだけで、どっちが正しいとか、どっちが間違っているとか、それを判断する場ではございませんので、これから指名する方になろうかと思いますが、その方はそのあたりを重々配慮して、例えば落としどころをここにすればいいじゃないかみたいなことは言えない。それは当事者が決めることであって、和解の場をつくってあげるということだと理解していただければありがたいと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

ないようなので、それでは採決いたします。

本議案につきまして、和解の仲介を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって和解の仲介を行うことに決しました。

それでは、農地法第２５条第２項の規定に基づき、和解の仲介は農業委員会の委員のうちから農業委員会会長の私が事件ごとに指名する３人の仲介委員によって行うとなっていることから、仲介委員３名を指名いたします。

当事者双方の住所地の近接地から選出されている石山委員と高橋委員、そして、中立委員である藤家委員の３名にお願いしたいと考えております。

このことについてご意見はございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

ただいま指名いたしました３名を仲介委員に指名することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数で、そのように決しました。

それでは、今後の流れについて、事務局より説明を願います。

事務局

今後の流れにつきましては、農林水産省が策定しております農地法関係事務処理要領に基づき進めることになります。

議長
局長

まず、仲介委員の方々には、総会終了後に互選により仲介主任を決めていただき、その後、仲介の期日、場所等を決定していただきます。

仲介の場所には双方の当事者、仲介委員 3 名及び農業委員会事務局職員が出席しますが、必要に応じて、小作主事として千葉県の職員の出席を求めることができます。

和解が成立した場合、和解調書を作成し、仲介委員及び当事者双方が署名します。和解が成立しなかった場合は、千葉県による和解の仲介を申し立てるか、農事調停、民事訴訟を検討していただくことになります。

以上です。

それでは、続いて事務局より報告がございます。

事務局でございます。

事務局より報告事項が 8 件ございます。

まず初めに、報告事項（１）、議案書は 7 ページになります。農地法第 3 条の 3 の届出に係る受理通知書の交付について、1 件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）、議案書は 8 から 9 ページになります。農地法第 4 条届出に係る受理通知書の交付について、8 月中に 1 2 件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）、議案書は 1 0 ページから 1 6 ページになります。農地法第 5 条届出に係る受理通知書の交付について、8 月中に 4 0 件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）、議案書は 1 7 ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、3 件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

続いて、報告事項（５）、議案書は 1 8 ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、1 件の報告書の提出が

ありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（６）、議案書は１９ページ、２０ページになります。農地の転用事実に関する照会について、１４件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（７）、議案書は２１ページになります。農地法第６条の２第１項の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について、１件の報告書の提出がありました。

最後に、報告事項（８）、議案書は２２ページになります。９月１０日に実施いたしました本年度第１回目の農地パトロールの結果についてのご報告でございます。当案件について、１０月３日に土地所有者等関係者に対し事情聴取を行う予定でございましたが、関係者から同日の出席が不可能との連絡がありました。今後、改めて事情聴取の場を設け、原状回復並びに適切な手続きを促し、違反の解消を図ります。

事務局からの報告は以上でございます。

小川委員
議長

すみません。質問。
どうぞ。

小川委員
議長
事務局

この違反パトロールで、１回目、出てこなかったけれども、これからも出てこなかった場合はどうなるのですか。
事務局。

連絡がつく状態ではございますので、日付の調整を行っているところでございます。そこは必ず出てくるような形で調整を持っていきたいと考えております。

小川委員
議長

分かりました。
よろしいですか。

以上で本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後３時４２分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

農政小委員長

議長

農委だより委員長

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

_____ 連絡事項 _____

次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

_____ 連絡事項 _____

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後 3 時 5 1 分第 1 0 回農業委員会総会の閉会を宣言した。